

# 京都市上下水道局契約の過程等の公表に関する要綱

制定 令和5年3月27日

改正 令和6年3月19日

改正 令和6年4月1日

改正 令和7年6月9日

改正 令和8年3月2日

## 目次

第1章 総則（第1条～第2条）

第2章 発注見通しの公表（第3条～第5条）

第3章 競争入札有資格者名簿及び指名の基準の公表（第6条～第7条）

第4章 競争入札の前の公表（第8条～第13条）

第5章 競争入札の後の公表（第14条～第15条）

第6章 競争入札による契約の締結の後の公表（第16条～第17条）

第7章 随意契約の公表（第18条～第21条）

第8章 その他の公表（第22条～第24条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、京都市上下水道局（以下「局」という。）が発注する契約の透明性の向上を図るため、発注の見通し、契約の過程及び契約の締結の結果の公表について必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法第2条第1項に定める建設工事及び工事に類する業務委託をいう。
- (2) 測量、設計等 工事の設計若しくは監理、又は測量、地質調査その他の工事に関する調査、企画等をいう。
- (3) 物品等の調達 物品の購入、売払い、修繕若しくは賃借、製造の請負、印刷、役務の提供（委託（測量、設計等及び地方自治法第244条の2第3項の規定による公の施設の指定管理者への委託を除く。）を含む。）又は著作物の使用許諾等をいう。
- (4) 予定価格 予定価格 一般競争入札及び指名競争入札にあつては、契約予定金額の制限の範囲を示す価格を、随意契約にあつては、契約予定金額の基準を示す価格をいう。

### 第2章 発注見通しの公表

#### （発注見通しの公表の対象）

第3条 発注見通しの公表の対象は、次の各号に掲げる発注の種類に応じ、当該各号に定める契約（契約の締結を秘密にする必要があるため随意契約を締結しようとする場合を除く。第19条において同じ。）とする。

- (1) 工事 予定価格が400万円を超えるもの

- (2) 測量、設計等 予定価格が250万円を超えるもの
- (3) 物品等の調達 予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件において「物品等の調達」の区分の基準額として告示された額以上のもの  
(発注見通しの公表の内容等)

第4条 発注見通しの公表の内容は、次の表の左欄に掲げる発注の種類に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる事項とする。

|        |   |
|--------|---|
| 工事     | 工事名、場所、期間、種別、概要及び概算額区分  |
|        | 競争入札及び契約の方法   |
|        | 競争入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）（第1四半期、第2四半期、第3四半期及び第4四半期の別を公表する。） |
|        | 共同企業体による施工とする可能性の有無   |
|        | 所管課   |
| 測量、設計等 | 業務名、履行場所、期間、種別、概要及び概算額区分  |
|        | 競争入札及び契約の方法   |
|        | 競争入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）（第1四半期、第2四半期、第3四半期及び第4四半期の別を公表する。） |
|        | 所管課   |
|        | 所管課   |
| 物品等の調達 | 件名又は委託の名称   |
|        | 競争入札及び契約の方法   |
|        | 競争入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）（第1四半期、第2四半期、第3四半期及び第4四半期の別を公表する。） |
|        | 所管課   |
|        | 所管課   |

- 2 発注見通しの公表時期は、毎年度、4月中旬までとする。
- 3 発注見通しの公表の方法は、上下水道局総務部契約会計課（以下「契約会計課」という。）のウェブページ又は契約会計課執務室内において閲覧に供することによるものとする。
- 4 発注見通しの公表の期間は、公表した日の属する年度の末日までとする。  
(発注見通しの見直し)

第5条 工事及び測量、設計等にあつては、毎年度3回、7月、10月、1月を目途として、物品等の調達にあつては、毎年度1回、10月を目途として、公表した発注見通しに関する事項を見直したうえで、修正を行うこととする。これらの場合、第3条並びに前条第1項、第3項及び第4項の規定は、修正の場合に準用する。

### 第3章 競争入札有資格者名簿及び指名の基準の公表

(競争入札有資格者名簿)

第6条 京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿及び規程第20条の3第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿（以下これらを「名簿」という。）に登載する者について、それぞれ次に掲げる事項を公表する。

- (1) 商号又は名称（以下「商号等」という。）

- (2) 所在地又は住所
- (3) 電話番号
- (4) 代表者又は受任者の職名及び氏名
- (5) 種目

2 名簿は、その作成後、契約会計課のウェブページ又は契約会計課執務室内において閲覧に供するものとする。

3 名簿の公表の期間は、次の名簿が作成され、その公表が開始されるまでとする。  
(指名の基準)

第7条 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準は、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）において定め、要綱を契約会計課執務室内又は契約会計課のウェブページにおいて閲覧に供するものとする。これを変更したときも、同様とする。

#### 第4章 競争入札の前の公表

(競争入札の執行の予定)

第8条 契約会計課において競争入札を執行しようとするときは、入札の執行の前に次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 競争入札の日時又は期間及び件名（工事にあつては、工事名及び場所。測量、設計等にあつては、業務名及び履行場所（対象）。）
- (2) 工事（予定価格が200,000千円以下のもの及びPFI事業者の選定に係る入札を行うもので、当該入札の対象に工事以外の業務が含まれるものその他の予定価格を事前に公表しなければ入札額を算定することが困難であると認められるものに限る。）、測量、設計等に係る競争入札の予定価格
- (3) 物品等の調達に係る競争入札（電子入札システムによらない一般競争入札及び公募型指名競争入札を除く。）の予定価格
- (4) 工事及び測量・設計等に係る一般競争入札（事後確認型一般競争入札を除く。）又は公募型指名競争入札を行おうとする場合の当該競争入札に参加しようとした者の商号等並びにこれらの者のうち当該競争入札に参加させなかった者の商号等及びその者を参加させなかった理由
- (5) 工事及び測量、設計等に係る意向反映型指名競争入札及び通常型指名競争入札を行おうとする場合の指名した者の商号等及びその者を指名した理由
- (6) 物品等の調達に係る、公募型指名競争入札（電子入札システムによらないで行うものに限る。）及び通常型指名競争入札を行おうとする場合の入札者の商号等
- (7) 役務業務（建物（建物に付属する設備を含む。）の保守若しくは管理、建物、管理用地その他の施設の清掃、樹木の維持管理若しくは除草又は警備業法第2条第1項に規定する警備業務（同条第5項に規定する機械警備業務を除く。）に限る。）の一般競争入札又は参加希望型指名競争入札を行おうとするときの最低制限価格
- (8) 一般競争入札又は公募型指名競争入札を行おうとする場合の特定競争入札参加資格

2 前項の規定にかかわらず、競争入札の執行の前の公表により、競争性を阻害するおそれがあると認められるとき、競争入札の手續に支障をきたすおそれがあると認められるときその他京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）が必要と認めると

きは、前項の規定により公表することとした事項の全部又は一部を、入札の執行の前に公表しないものとする。

(予定価格の通知等)

第9条 予定価格等を入札の執行の前に公表しようとするときは、次の各号に掲げる競争入札の種類に応じ、当該各号に掲げる通知又は公告に予定価格を記載するものとする。

- (1) 一般競争入札（事後確認型一般競争入札及び総合評価一般競争入札を除く。） 要綱第14条第2項に規定する特定競争入札参加資格の確認の結果の通知
- (2) 一般競争入札（事後確認型一般競争入札及び総合評価一般競争入札に限る。） 要綱第12条第2項の規定による公告
- (3) 通常型指名競争入札 要綱第20条第2項に規定する指名の通知
- (4) 意向反映型指名競争入札 要綱第22条の2第7項に規定する指名の通知
- (5) 公募型指名競争入札 要綱第22条の6第1項に規定する特定競争入札参加資格の確認の結果の通知（電子入札システムによる物品等の調達に係る公募型指名競争入札にあつては、要綱第22条の4において準用する要綱第12条第2項の規定による公告）
- (6) 参加希望型指名競争入札 要綱第22条の4において準用する要綱第12条第2項の規定による公告

(入札執行予定表等による公表)

第10条 競争入札の執行の前の公表は、前条の規定により予定価格を特定競争入札参加資格の確認の結果の通知、指名の通知又は公告に記載して公表するほか、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める書類を契約会計課執務室内又は契約会計課のウェブページにおいて閲覧に供することにより公表するものとする。

- (1) 第8条第1項第1号から第6号までに規定する事項 当該事項を記載した予定表（以下「入札執行予定表」という。）
- (2) 第8条第1項第7号及び第8号に規定する事項競争入札の公告

2 入札執行予定表において、次の各号に掲げる欄に記載する金額は、当該各号に定める金額とする（第14条に規定する入札執行結果表において同じ。）。

- (1) 予定価格欄 規程第14条第1項本文（規程第26条において準用する場合を含む。）の規定により定めた予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額
- (2) 最低制限価格欄 最低制限価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額
- (3) 低入札価格調査基準価格欄 調査基準価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額

(予定価格等を入札の執行の前に公表する場合の契約の申込みの誘引)

第11条 競争入札の公告その他の契約の申込みの誘引においては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 予定価格及び入札者数等について、入札の執行の前に公表するか否か（入札の前に入札者が1者となったときは予定価格の事前公表を行わない旨の規定その他の入札者数を容易に推測できる手続を定めた場合は、入札者数等について入札の執行の前に公表するものとみなす。以下同じ。）
- (2) 予定価格及び入札者数等を入札の執行の前に公表することとしていた一般競争入札について、当該競争入札に参加する資格を有する者が1者になったときは、入札手続を取

り消す旨

- (3) 入札者数等を入札の執行の前に公表することとしていた指名競争入札について、入札者が1者になったときは、当該競争入札は不成立となる旨

(予定価格等の公表の期間)

第12条 第10条第1項の規定による公表の期間は、公表した日の翌日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(設計図書に関する質問及び回答)

第13条 工事(予定価格が100,000千円を超えるものに限る。)の競争入札においては、設計図書に関する質問(質問がない場合はその旨)及び回答の内容を契約会計課のウェブページにおいて閲覧に供するものとする。

2 前項の規定による公表の期間は、入札日の初日の5開庁日前から開札日の前日までとする。

## 第5章 競争入札の後の公表

(競争入札後の公表)

第14条 契約会計課において競争入札を執行したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した結果表(以下「入札執行結果表」という。)を契約会計課執務室内又は契約会計課のウェブページにおいて閲覧に供するものとする。

(1) 開札日又は落札者を決定した日及び件名(工事にあつては、工事名及び場所。測量・設計等にあつては、業務名及び履行場所(対象)。)

(2) 予定価格及び最低制限価格又は低入札調査基準価格及び失格基準価格

(3) ランダム係数

(4) 入札者の商号等、入札金額及び入札結果

(5) 総合評価方式による競争入札を行った場合にあつては、次に掲げる事項

ア 技術提案書の評価

イ 落札者決定基準

2 前項の規定にかかわらず、競争入札を執行したものの契約に至らない場合であつて、適正な入札の執行に支障があるときは、前項各号のいずれかの事項について閲覧に供しないことがある。

3 競争入札において、有効な参加資格申請がない場合その他開札前に入札が成立しないことが明らかになった場合は、公告時に定めた開札予定日時より前に、その結果を公表することがある。この場合においては、第1項の規定を準用する。

(入札執行結果表等の公表の期間)

第15条 前条の規定による公表の期間については、第12条の規定を準用する。

## 第6章 競争入札による契約の締結の後の公表

(競争入札による契約の締結後の公表)

第16条 契約会計課が執行する競争入札により工事の契約を締結したときは、予定価格の算定に用いた積算価格の内訳を、速やかに、契約会計課執務室内又は契約会計課のウェブページにおいて閲覧に供するものとする。

(契約の締結の後に公表する期間)

第17条 前条の規定により閲覧に供する期間については、第12条の規定を準用する。

## 第7章 随意契約の公表

### (随意契約に係る予定価格の公表)

第18条 随意契約を締結しようとする場合において、次に掲げる場合は、当該契約を締結する前に予定価格（契約予定金額の基準として予算上限額、契約締結希望金額その他の予定価格以外の名称により契約の相手方の候補者に示す価格及び価格交渉の際に契約の相手方の候補者の譲歩を促すために提示する価格を含む。以下この条及び次条において同じ。）を公表することができるものとする。

- (1) プロポーザル方式、コンペ方式その他の複数の契約の相手方の候補者のうちから契約の相手方を選定しようとする場合において、予定価格の範囲内で履行可能な内容、方法又は期間その他の契約の条件を提示させ（提示する条件による契約の履行に必要な見積価格を提示させる場合を含む。）、最も有利な条件を提示した者と契約を締結しようとするとき。
- (2) 複数の契約の相手方の候補者に対して、リバースオークションその他のせり下げ方式による価格交渉を行い、最も低い価格を提示した者と契約を締結しようとするとき。
- (3) 競争的交渉方式（複数の契約の相手方の候補者との間で、価格、履行の内容その他の契約の条件について交渉を行って契約の条件を決定する契約の締結方法をいう。）により契約を締結しようとする場合において、契約金額に関係する内容の交渉のため、契約の相手方の候補者に対し、局が予定価格の積算根拠、予定価格に対応する履行内容の設定の理由その他の予定価格に関する内容を提示する必要があるとき。
- (4) 契約の相手方の候補者と契約金額について交渉しようとする場合において、当該候補者の譲歩を促すために予定価格を提示する必要があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか予定価格を公表することが局にとって有利であると判断できるときその他管理者が必要と認める場合

### (随意契約の予定価格の公表の方法等)

第19条 前条の規定により予定価格を契約の締結の前に公表しようとするときは、公表の時ににおいて契約の相手方の候補者となっている者全員に対して公表しなければならないものとする。

- 2 随意契約の締結の前の予定価格の公表は、契約の相手方の候補者に対して、口頭又は文書（電子メールによるものを含む。）により通知することにより行うものとする。

### (随意契約の締結結果の公表)

第20条 地方公営企業法施行令第21条の13第1項の規定により随意契約を締結したとき（物品等の調達にあつては、契約価格が500万円以上のもの、工事にあつては、契約価格が400万円を超えるもの及び測量、設計等にあつては、契約価格が250万円を超えるものに限る。）は、おおむね半期ごとに、次に掲げる事項について、契約会計課執務室内又は契約会計課のウェブページにおいて閲覧に供するものとする。

- (1) 契約締結日
- (2) 契約の相手方の商号等及び所在地又は住所
- (3) 件名及び概要（工事にあつては、工事名及び概要）
- (4) 履行の期間又は期限
- (5) 契約金額

- (6) 契約を所管する室又は課
- (7) 随意契約の理由
- (8) 根拠法令及び契約の相手方を選定した理由

(随意契約の結果の公表の期間)

第21条 前条の規定による公表の期間については、第12条の規定を準用する。

#### 第8章 その他の公表

(競争入札及び契約の過程に関する苦情又は再苦情の申出に係る結果の公表)

第22条 競争入札及び契約の過程に関する苦情又は再苦情の申出に係る結果は、京都市上下水道局競争入札及び契約に関する苦情処理要綱に定めるところにより、契約会計課執務室内において閲覧に供するものとする。

2 前項の規定による閲覧の期間については、第12条の規定を準用する。

(競争入札参加停止等の公表)

第23条 要綱第27条第1項の規定により競争入札参加停止の措置を受けた者の商号等並びに参加停止の期間及び理由については、当該措置を行った後、速やかに行財政局管財契約部契約課（以下「契約課」という。）執務室内又は契約課のウェブページにおいて閲覧に供するものとする。

2 京都市上下水道局契約事務暴力団等排除対策要綱第2条第2項の規定により競争入札参加資格の承認を取り消し、名簿から削除した者の商号等については、当該措置を行った後、速やかに契約会計課執務室内又は契約会計課のウェブページにおいて閲覧に供するものとする。

3 第1項の規定による閲覧の期間は、参加停止の期間が満了した日の属する年度の末日までとし、前項の規定による閲覧の期間については、第12条の規定を準用する

(工事成績評定に係る点数の公表)

第24条 工事成績評定に係る点数は、評定後、速やかに契約会計課執務室内において閲覧に供するものとする。

2 前項の規定による閲覧の期間については、第12条の規定を準用する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(関係要領等の廃止)

2 「公共工事の発注見通しの公表に係る実施基準について」、「京都市上下水道局が発注する公共工事に係る予定価格の事前公表に関する取扱要領」、「京都市上下水道局が発注する委託契約等に係る予定価格の事前公表の試行に関する取扱いについて」、「京都市上下水道局の電気及び機械に係る点検整備並びに浚渫作業委託に関する予定価格の事前公表の試行に関する取扱いについて」、「入札結果等の公表」及び「随意契約の契約結果の公表について」は廃止する。

附 則 (令和6年3月19日決定)

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則 (令和6年4月1日決定)

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則（令和7年6月9日決定）

この要綱は、令和7年7月1日から実施する。

附 則（令和8年3月2日決定）

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。